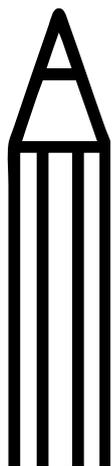


どんなに小さな会社でも、就業規則は作ったほうが良い！



就業規則は 活用できる！

就業規則活用セミナー



令和6年 **8月29日** **木** 14:00-16:00

会場 早良商工会2階会議室

講師 福田 久徳 社会保険労務士

定員 30名 **参加費** 無料



就業規則は、会社と従業員が守るべき職場のルール。
適切に作られた就業規則は、従業員とのトラブルを
未然に防ぐことにもつながります。

講義内容

・就業規則の役割と規程の種類

①パートタイマー就業規則 ②賃金規程 ③旅費出張手当・慶弔見舞規程等

・就業規則の作成と届出の方法

うちの会社は10人以下だから必要ない…はもったいない！
就業規則は定期的に見直しが必要！一度作ったからといって安心はできません

・就業規則の活用法

①従業員の採用のとき ②職場の秩序を決めるとき ③給与の内容を決めるとき
④従業員にペナルティを課すとき ⑤助成金※を申請するとき

※助成金…生産性アップにつながる設備投資や労務管理ソフトウェアの導入
などに使える助成金を紹介します

早良商工会

申し込みは
QRコードを
チェック！



お問合せはこちら

☎ 092-804-2219

FAX 092-804-4455

〒811-1102 福岡市早良区東入部2-14-10

